

アッバース朝時代エジプトにおける

土地の貸借契約について

清水 誠

アラビア語のペピルス文書のうちには、初期イスラーム

用いる主要テキストの略稱は次の通りとする。

のエジプトにおける財政および經濟史に關して、史書では

APEL

Arabic Papyri in the Egyptian Library,

うかがうことのできないような貴重な資料が含まれてい

I-VI, ed. A. Grohmann, Cairo, 1934—
1962.

る。その一つは一群の土地貸借契約文書であり、ついで税

APRL

Catalogue of Arabic Papyri in the John
Rylands Library Manchester, by D. S.
Margoliouth, Manchester, 1933.

の請負契約に關する文書がある。しかもこの兩者の文書類

APW

Arabische Papyri aus der Sammlung
Carl Wessely im Orientalischen Insti-
tute zu Prag, hg. v. A. Grohmann,

は相互に關連性を持つている。これらの文書は主としてペ

ピルス學者の A. Grohmann のすぐれた解讀によつて、

その存在が知られているのであるが、文書内容の解釋につ

いてはかなり疑問點も多い。そこで本小論では、とくに土

Arch. Or. X (1938), XI (1940), XII
(1941), XIV (1943).

- PAF C. H. Becker : Arabische Papyri des Aphroditofundes, Zeitschrift für Assyriologie und verwandte Gebiete XX (1907), pp. 68-104.
- PER Sammlung der Papyrus Erzherzog Rainer.
- PERF Papyrus Erzherzog Rainer. Führer durch die Ausstellung, Wien, 1894. Arabische Abtheilung, bearbeitet & beschrieben v. J. Karabacek.
- EPER Einige bemerkenswerte Urkunden aus der Sammlung der Nationalbibliothek zu Wien, v. A. Grohmann, Arch. Or. XVIII/3, 1950.
- Hakam Ibn 'Abd al-Hakam : Futūḥ Miṣr wa-l-Mağrib, al-Qāhira, 1961.
- Hawqal Ibn Hawqal: Šurat al-ard, Opus Geographium, ed. J. H. Kramers, 2 vol., Lugduni Batavorum, 1938-1939.
- Hītāt al-Mağrizī : al-Hītāt, 4 vol., al-Qāhira, 1324H. (Institut français版も参照したが、未完のため頁数は省略した。) al-Kindi : Wulāt Miṣr, Bayrūt, 1959.

Mammāti Ibn Mammāti : Kitāb gāwānīn al-dawā-wīn, al-Qāhira, 1934.

Tag̃ribirdi Ibn Tag̃ribirdi : Nuğūm al-zāhira, 12 vol., al-Qāhira, 1929-1930.

I

イスラーム軍によるエジプト征服(六四一年)からファトマ朝の勃興(九六九年)までの間、アラビア語で書かれた借地契約文書として発見されているのは、すべてアハース朝に入つて(七五〇年)以後のものばかりである。しかし、これは何も土地の貸借行為がそれ以前には存在しなかつたというわけではない。イブン・アブドゥル・ハカマ Ibn 'Abd al-Hakam には借地行為の合法性を論じた記事があるが(Hakam 208)これは恐らくウマイヤ朝後期からマッニス朝初期について述べたものとみなされる(後述)。また事實、上エジプトの Apollónos (現在の Edfu)で発見されたギリシア語の借地契約文書は、七〇八年九月十八日(回曆八九年)の日附を持っていて、これはウマイヤ朝中期に當たる⁽³⁾。したがって契約の内容はとも

かくとして、貸借行爲そのものはイスラーム時代になつてからも、ビザンツ時代に引き續いて行なわれたことが豫想される。⁽⁶⁾

このように、アッバース朝以前についてアラビア語の借地契約文書が発見されていないのは、實は無理からぬことであつて、エジプトの首府のフスタート al-Fustāt の役所ですら、アラビア語が公用語になつたのは回曆八七年(七〇五—〇六)であり(Kindi 80; Hifat 158; Hakam 167)その後においても地方などに通達される文書はギリシア語を併用しているし(例 PAF n. 8, 9, 10; APEL n. 160, 161) アッバース朝に入つてからでも、ある地方で告示を行なうのに、アラビア語、ギリシア語、コプト語の三つを併記している場合がある(APEL n. 167)。その上、いわゆるパピルス文書の發見地が、後世にまでコプト色を強く残した上エジプトにはほ限られているという事情も、アッバース朝以前ではアラビア語の借地契約文書が発見されていない理由の一端となっている。

さて、アッバース朝からファアテマ朝勃興まで約二百年餘りの間の借地契約文書およびその關連文書として知られ

ているものは五〇點近くあり、その大半は「貸す」という動詞に *akra* が用いられている *kirā* 文書である。ただ殘念ながらその全部が刊行されているわけではなく、一部しか見られないが、一應の見當はつけることができる。そこでまず *kirā* 文書を取り上げるとして、その具體的内容を檢討する前にとりあえず見本例を紹介したい。

例一：PERF. n. 626 (一七九九年 ramadan 月 10-11-ya (14 月) / 七九五年十一月二〇日—七九六年二月十四日)

reddān を dinār 小麥 ardeb 大麥 ardeb⁽⁵⁾ 20 20 10 3 1/3

Hawḡa. Hawḡa の住民の Bakr b. Mahmūd のため
汝の土地の餘りよ [り……]

慈愛あまねき神の御名において

これは總督 Yahya b. Mūsā —— 神の加護あらんことを——の al-Fayyūm 縣 (kūra) およびその全徵稅區の租稅 (*harāg*) を擔當する徵稅官 (ʿamil) ʿUṣṣān b. Yazīd 及び Hawḡa の住民 Bakr b. Mahmūd への文書である。げに余は汝がみずから引き受けることを申し出た Hawḡa の土地のうちの汝の土地の餘り、すな

わき良質の土地 20 feddān を 1 feddān に $\frac{1}{2}$ ぎ 1 dinār の計算による完全重量の 20 dinār を、これを國庫 (Bayt al-mal) の収入として汝に貸す。汝はこれを一七九年度の地租 (ḥarḡ) に關するムスリム〔政府〕の分割支拂期 (ḡubūl) のうち、汝に定められた賦拂月ごとに (munagḡimatan) 支拂わればならない。……

類似文書例：PERF n. 638r (一八〇／七九六年、
al-Fayyūm, 50 feddān)

この文書は日附などが書かれては最後の部分が缺けているが、總督 Yahyā b. Mūsā というのは、一七九九年 ramadān 月に總督に任命された父の Mūsā b. ḡsā に代わって一足先きに着任し(同月三日)、父が到着した di-qaḡda 月まで約三カ月間、總督代理をした人物である (Kindi 163; Ṭagribirdi II, 98)。したがって、この文書の日附は西曆では七九五年十一月下旬から七九六年二月半ばまでとなる。場所は al-Fayyūm 縣で、貸主は總督から派遣されているその縣の徵稅官、借地人は同縣内の一住民である。貸與される土地の「汝の土地の餘り」(ḡadūl ar-dika) は具體的に何を意味するのか不明である。いずれに

しても、貸主はその土地 20 フェッダーン (feddān) を 20 ディーナール (dinar) で、率にしてフェッダーン當り 1 ディーナルで貸す。この 20 ディーナルは bayt al-mal の収入となるもので、借地人はこれを分割拂いで支拂うのである。またこれらの現金のほかに、現物附加租として 10 アルデブ (ardēb : irdāb) の小麦と 3% アルデブの大麥を納めねばならないが、類似文書 PERF n. 638r では、これは darība と呼ばれ、その率の「フェッダーン當り $\frac{1}{2}$ アルデブ小麦、 $\frac{1}{2}$ アルデブ大麥」という語句が記載されている。

例二：APRL n. IX 6 (一八二二年 dū l-qaḡda 月／七
九八年十二月十四日—七九九年一月十二日)

慈愛あまねき神の御名において
これは信徒の長の mawla (家臣) にして總督 al-Layḡ b. al-Faḡlī — 神の守護あらんことを — の低 Ṭsmūn 縣における徵稅官 Abū Yazdād [] 及び al-Ḥusayn b. Anas への文書である。げに余は汝が耕作するよう前拂 (salaf) という條件で、7 feddān [の土地] を 7 dinār で汝に貸す。一八二一年度については、その年度の地租を一八二一年度の地租とともに總督 — 神の加護あ

らんことを——の定める分割 (tawzi) 「拂い」の時期に従って拂わねばならない。また低 Usmūn 縣のすべての住民に課せられている例に倣って、汝は一八二年度の現物附加租 (darība) を支拂う義務がある。敬具。

一八二年 dū l-qa'ā 月書す。

feddān

dinār

7

7

類似文書例：APEL n. 77 (一七八年 ramadān 月

六日／七九四年十二月四日、場所不明、12¹/₂

feddān)。PERF n. 612 (一六二二年 dū l-hiġġa

月／七七九年八月十九日—九月十六日、al-Fay-

yūm, 7 feddān)

總督 al-Layt b. al-Faql は一八二年 Sawwal 月五日／

七九八年十一月十九日に着任しており (Kindi 165; Taġri-

biridi II, 113)。この文書はその翌月に書かれたもの。場

所は低 Usmūn 縣で、貸主はその縣の徴稅官、借地人は

この土地の一住民と思われる。耕作するに當たつての條件

は前拂いで、7 フェッターンの土地が 7 ディーナールで貸

される。そして未拂いとなっている一八一年度の地租は、

一八二年度の地租とともに分割支拂期ごとに納め、その上、一八二年度の現物附加租をもこの地方の慣例に従って支拂う義務があるというものである。

例三：APW n. 4 (二四六／八六〇—一六一年)

慈愛あまねき神の御名におこし

これは Abd al-'Aziz b. 'Abd al-Gaffār al-Kuraydi

および Muḥammad b. Abi Ya'qūb al-Bazzāz への

この町の住民の仕立屋 Hāsim b. Sulaymān への文書

である。げにお前は、al-Salqos 以来 (?) Tera (?) b.

Sia の土地として知られている土地 すなわち 'Abd

al-'Aziz b. 'Abd al-Gaffār al-Kuraydi と al-Mutalla

の相續人および Muḥammad b. Ya'qūb の相續人の私

領地 (day'a) より 2 feddān を、お前がその土地で藍

ならびに砂糖きび以外でお前の好む作物を耕作し、お前

の地租を政府の定める分割支拂期ごとに拂うことを條件

に、1 feddān 當り 1¹/₃ dinār の計算で、二四六年度

の地租のために國庫の貨幣およびその重量による 2¹/₂ +

1¹/₂ dinār で我々がお前に貸すよう請願した。そこで

我々はお前に對しこれを承諾し、これらの 2 feddān を

例四：APeL n. 83 (三四八／九五九一六〇年)

〔 〕／〔 〕

慈愛あまねき神の御名において

これは Sabih b. Isurhen のために書かれた Abū I-

Nāṣm Badr al-Aw〔……〕の〔貸地契約〕登録證書

(kitāb sigill)である。げにお前は、この地方に屬す

る Saḡiyat Qalūde の土地より良質の黒い土地 3 fed-

dan を、この土地の慣例である最上の兩替手數料(sart)

でいついかなる時でも計算されうる 3 dinār で、私がお

前のために貸地登録するよう請い願った。そこでお前の

地租を政府の定める分割拂いの時期ごとにお前が支拂う

ことを條件として、私はお前に對してこれを承諾す。よ

つて神の祝福と加護をもって耕作せよ。もしお前が豫定

より以上の收穫を得たならば、それはお前の契約登録通

りに計算される。もしお前がそれを不耕地にしてしまっ

ても、その地租はお前にかかる。これは三四八年度の地

租のためのものである。

お前は公に登記した土地で feddan を dinār で

義務あるものを耕作す

3 3

これらの $2\frac{1}{2} + \frac{1}{6}$ dinār でお前に貸す。よつて耕作せよ。もしお前が豫定より以上の收穫を得たならば、それはお前の契約登録 (sigill) 額の計算によつて「お前のものとなる」。もしお前が不耕地にしてしまったところでも、その地租はお前にかかる。神の祝福と加護をもつて耕作せよ。我々がお前のために登録したものを完遂することはお前の任務である。以上について神は證人となり、證人としては神のみで十分である。

1 feddan 當り $1\frac{1}{3}$ dinār の計算で

2 feddan を $2\frac{1}{2} + \frac{1}{6}$ dinār や

これは數人の共有にしている私領地の地主から一小作人に對する契約文書で、條件としては、藍、砂糖きび以外の好きな作物を栽培し、地租を分割納税期ごとに支拂い、フェッダーン當り $1\frac{1}{3}$ ディーナルの計算で、二四六年度の地租のために、國が鑄造した貨幣でフェッダーンを $2\frac{1}{2} + \frac{1}{6}$ ディーナルで貸す。そして餘分に收穫があれば、その分は借地人のものになるが、耕作を怠つて收穫が少なくても地租は支拂わねばならないというものである。この場合の類似文書は多い。

これは地主と思われる人物より一小作人宛の借地契約登録書 (Kriab. s'gill) で、3フェッターンの土地を兩替手数料の分の良いウディーナルで貸し、地租は定められた分割納税期に支拂うというものである。

その他の文書は、大同小異でほぼこれらの見本例のいづれかに當てはめることができる。そこで大體の書式内容と契約手順を説明しておきたい。

まず、これらの借地契約文書はみな貸主の側から書かれたものばかりで、逆の場合は知られていない。契約手順は、借地希望者が貸主に對して借地を請願することから始まる。これは例三や例四に類する文書では「げにお前は……ということを私に請い願った」という文句となって現われている。しかし、比較的古い年代の例一や例二に類する文書では、このような一定した請願の語句は記されず、いきなり「……を汝に貸す」となっている。これらの文書はいずれも貸主が政府派遣の縣の徴税官で、いわば公文書なのであるが、同じく貸主が縣の徴税官もしくはこれに類する人物の場合であっても、年代の遅い回曆三〜四世紀の文書ではこの請願のきまり文句が記されており (APEL n.

78, 79; PERF n. 967 = EPER n. 2)、書式の形式化の一端を見ることが出来る。

借地請願者はかならずしも一名とは限らず、二名以上で共同請願する場合もあった (APEL n. 80; APW n. 5; PERF n. 967 = EPER n. 2)。この借地請願者が實際にその土地を耕作するか否かは別問題であつて、借地面積が一〜數フェッターンの場合はともかく、數十フェッターンに及ぶ場合はとうていみずから耕作するとは考えられない。借り受けた土地を何らかの形式でさらに又貸するか、あるいは大量に農業労働者を備つて耕作させるかしなければならぬ。いづれにしても、契約條件の範圍内での義務を貸主に對して履行すればよいわけである。貸主としては、まず例一、例二のような縣の徴税官 (PERF n. 610, 612, 621, 625, 626, 638; APEL n. 78) や首府の總督 (PERF n. 967 = EPER n. 2) のほか、納税請負人 (mutagabbil) があげられる (APEL n. 79)。この最後の文書の納税請負人 Muhammad b. 'Isa は、ある地租受領書に縣の徴税官としても登場する人物で (APEL n. 184)、出身は官吏であるが、納税請負人になつた例であ

る。⁽⁴⁾このような公的な立場の人物以外の貸主はほぼ地主に相當すると考えられる。例三はとくにこれが明示されている場合で、しかも當該の土地は數人の共有地であり、文書の上ではそのうちの二名が貸主となっている。

こうして願いがなされると、一定の條件が決められ、その上で貸主はこの請願を受諾する。例三や例四に類する文書で「そこで私はお前に對してこれを承諾す」とあるのがそれである。貸主が當局である文書では、この句は年代の古いものでは記されず、後のものには明記されているが、これは請願語句の場合と同じである。普通はこの受諾語句のあとに「よって神の祝福と加護をもって耕作せよ」という文句がくる。「貸す」という動詞 *akra* および名詞 *kira* は、家屋や厩舎などの貸借にも用いられる一般的な語である (APEL n. 89; Hakam 148, 162, 178)。しかし土地の *kira* 契約で特徴的なことは、後に説明する耕作請負の *gabala* 契約と異なり、かならず土地の面積數が明示されていることである。これに對し *gabala* 文書では「地積數の無規定による」(*bala misaha*) と表記される。

契約の主な内容として次のような條件があげられる。

(1) フェッダーン當りいくらという計算による土地全體についての金額の明示。

(2) 栽培作物についての選擇權の有無、借地人に選擇權がない場合の小麥とか亞麻とか一定の作物の指定。

(3) 借地人はその土地にかかる *jarab* (地租) を土地の耕耘や作物の豊凶に關係なく、政府の定めた分割納稅期ごとに支拂うという地租負擔の明記。

(1) の金額については「完全重量の〇〇ディーナール」「標準重量の〇〇ディーナール」「完全な *mitgal* の〇〇ディーナール」などのほか、普通には「國庫の貨幣およびその重量による〇〇ディーナール」という語句の制限規定が附く。これは表示の金額が現金であることを示しているが、制限の目的は、むろん借地人が額面のみの不完全重量の悪貨で支拂おうとするのを防ぐことにある。(2) の作物については全然觸れていない文書も多い。また APEL n. 81/82 のように、小麥と亞麻の二種の作物を指定することもある。しかもこの場合は兩者の作物の各フェッダーン當りの金額が規定され、その額は亞麻の方が高い。(3) の條件は借

地人に無理にでも土地全體を耕作させることを意圖したのであるが、これはその土地が當該年の土地測量の際、稅務局に耕地として登録されたためであつて、最初から休閒地 (mu'atfala) と指定されれば免稅であつた (cf. PERF n. 621)。契約期間を規定した例はまれで、ベルリンのコンクシヨンのうち、一年としたものと二年としたものとが一點ずつあるにすぎない (P. Berol. 15099, 9188. cf. APEL II, p. 34)。無規定なわけは、通常前年度に引き續いて借りると同じ土地につづての一年ごとの契約更新が行なわれたためと考えられる (cf. APEL n. 144, 222, 270)。

こうして契約が結ばれると、貸主は借地人に對して文書を書く。契約によつてはさらにもう一通これとほぼ同文の契約登録證書 (kitab sigill) (例四) を書き、時にはこれに第三者の證言も加える (APEL n. 82)。ただしこの sigill とつづつことが現われるのは、Schott-Reinhardt のコンクシヨンのうち二二年のもの、最初である (PSR n. 243)。そして表書のところに内容を簡單に記した「誰それ」の登録證書 (sigill) である」と書つた (APEL n. 88)。

當該地方の稅務局へ提出する。すると稅務局では、その人名、土地の面積、金額を帳簿に記す。したがつてこのような帳簿の斷片も残っている (PERF n. 633; PER Inv. Ar. Pap. 8648; APEL n. 222, 223, 226, 227; APW n. 25, 26)。登録證書の稅務局への提出は、原則としてユプト曆の第一月の tot 月 (ほぼ九月に相當) に行なわれたが、⁽⁴⁾ 文書でも日附の判明するものによると、遅くとも翌月の babé 月までには登録されている (APEL n. 82, 85, 86)。しかし、まだ sigill の語句が現われない年代の古い例一、例二に類する文書では、契約の日附は PERF n. 612 を除つて比較的遅く、ユプト曆の第四月 kihalk 月に當たつてゐる (APEL n. 77; APRL n. IX 6; PERF n. 626)。概して以上のような手續が踏まれている。

二

ところでこれらの文書をとくに集めて研究した論文はなほ、A. Grohmann が、ヒシプトの National Library 所藏の借地契約文書に關連してわざわざかばかり解説し、合わせ

て他のコレクションの文書番號を列記しているのがほぼ唯一のものである。彼はその解説のなかで、これらの文書に

記されている金額をすべて借地料とし、その納入方法は現物との混合によるわずかの例を除き、現金納であつて、またその支拂期は明記されていないが、政府に納める地租と同じ時期に拂つたのであらうとしてゐる (APPEL II, p. 32-35)。これは前にも少し觸れたウマイヤ朝中期の借地契約文書の場合と根本的に異なる。この借地契約では、文書は借地人の側から書かれ、借地人は勞働力、すなわち耕牛などの家畜と農夫を自己負擔とし、種子は地主との折半負擔として耕作し、收穫物の穀物および糞は借地人と地主との五分で折半することなどが取り決められている。租税(公課)に關する規定はない。なおこの文書は前半の部分が缺けているので、對象となつてゐる土地の面積、所在については不明である。⁹⁵⁾

また發見されている限りではわずかに一點だけであるが、このギリシア語の借地契約文書によく似た *muzāra'a* 契約と呼ばれてゐるアラビア語で書かれた一種の借地契約文書がある。缺損箇所のため難解な部分があるが、次のよ

うな文面になつてゐる。

慈愛あまねき神の御名において

…… [al-Fayūm] 市の住民 *Farmān b. Tamūs* は *Tanhdriya* (?) にある彼の土地を、その全域を契約 (*mušārata*) にもとめて耕作するという條件で、*Yahya b. Hlial* の *mawla* *Nāfi'* に委ねる。すなわち、*Nāfi'* はその土地にかかる地租 (*ḥaraḡ*) や特別公課 (*nawā'ib*) を多くも少なくも支拂う義務はない。…… *Farmān* は……それを折半すること (*ṣaḥ*) と「集められた(?)」*Nāfi'* にはその土地の灌漑、世話、管理、播種、收穫などあらゆる勞働の義務があるが、地租や特別公課を支拂う義務はない。以上の條件のもとに、*Farmān* は「彼の土地を」*Nāfi'* に委ね、両者はともにこのことに同意する。……一六九年。 *Hamād b. Yūsuf al-Farisi* のことを證言す。 *Sa'id* 證言を自書す。同年 *ṣafar* 月に……⁹⁶⁾

一六九年の *ṣafar* 月は *mesori* 月二〇日から *tōt* 月十三日に當たるので、この契約は *tōt* 月上旬に結ばれたと推

定されるが、これは *Kira* の場合の契約時期と一致する。

この文書は、形式的には恐らく仲人と思われる第三者が貸借双方の契約を證言するという形で書かれており、また《貸す *alra*》という動詞の代りに《委ねる *data'a*》という動詞が用いられているが、意味内容は同じである。條件の上での特色は、*Kira* による借地契約と異なり、借地人は地租などの公課の支拂義務をならんら負わないことである。また借地料は折半による現物納となっている。

A. Grohmann の主張をそのまま受け入れると、これから二つの文書の契約内容はこれまで紹介した *Kira* 文書の場合とまったく異なることになる。このような兩者の契約の差異が果たして存在していたのであろうか。これらを異質のタイプとして片づけてしまつてよいものであろうか。これはやはり A. Grohmann の主張を再検討してみる必要がある。

そこでその一つの手段として、文書を種々の要素によつて分類するのが問題の核心をつかむ近道と考えられる。その方法の第一は、ただ形式的に *Kira* (文書) であるか *sigill* (登録證書) であるかによつて分類すること

ある。*sigill* であれば、その借地契約が税務局に押えられていることを意味し、税制面において一つの重要な示唆を與えることになる。しかし、もっとも望ましいのは、貸借の兩者がどのような立場の人物であるかによつて分類すること、主な種別としては(1)當局と中間的請負人、(2)中間的請負人と小作人、(3)當局と小作人、(4)地主と小作人があげられる。當局には、首府の總督もしくは税務長官から派遣された縣の徵稅官、またこの徵稅官に準ずる納稅請負人が含まれる。(2)の中間的請負人については、當局なり私領地の領主などから、納稅を主眼に請負つた土地をさらに耕作者に轉貸する場合が考えられる。

sigill であるか否かという點も考慮しながら、この分類によつてまず取り上げられるのは、例一、例二のような貸主が縣(*Kura*)の徵稅官で、またそのために J. Karabacek や A. Grohmann がその土地を國有地とみなしている一連の *Kira* 文書である。例一の 20 フェッダーンや同類似文書 PERF. n. 638r の 50 フェッダーンという面積は、相當な廣さであつて、エジプトのような農業ではむろん一家族では耕作できない。したがつて、この借地人はその土地

をみずから耕作するのではなく、中間的な請負人と考えられる。もし國有地だとすれば、國有地を借地契約して納める借地料は、そのまま國家への税金となるのが原則である。ところでこれら二つの文書では、借地料と考えられている表示の金額を《Bayt al-mal(國庫)の收入として、これを分割納税期ごとに支拂う》となっており、すると借地人は二重に税を支拂うという奇妙な結果になる。問題點の一つは、ここで《當該年度の *ḥarāḡ* に關する分割納税期》と譯した傍線の部分の前置詞 *ma'a* の解釋にある。A. Grohmann は普通の意味の《とともに》を採用して、國庫に支拂われる文書記載の金額のほかに *ḥarāḡ* を支拂うと解釋しているわけである。しかし前置詞 *ma'a* をこのように使っているのは三點 (PERF n° 626, 638r ; APPEL n° 77) のみで、同じく類似文書の PERF n° 612 では《當該年度の *ḥarāḡ* に關する》という語句がなく、《これを》の部分に《*ḥarāḡ* を》に置き換えられて、《この *ḥarāḡ* を分割納税期ごとに支拂う》となっている。《*ḥarāḡ*》というのはどうも表示の金額そのものを指すものではない。このことは類似文書 PERF n° 621 (cf. APPEL

II, p. 70) をみれば一層明確となる。この契約では、貸與される土地はのフェッターンであるが、そのうちの休閑地 (*muṣṭatala*) の 10 フェッターンは *ḥarāḡ* を免ぜられるという理由で、表記の金額は 80 デイナーナルとなっている。また年代の遅い文書では、通常《分割納税期の際に *ḥarāḡ* を支拂う》という意味で、傍線の部分にこの前置詞 *ma'a* を用いている。前記三點の文書の前置詞 *ma'a* は《とともに》の《》の意味ではないようである。《とともに》とした場合の不自然さを解消するには、この *bayt al-mal* を縣の地方公庫とみなし、別納の *ḥarāḡ* は首府のフスタートの國庫に支拂われると解釋するしかないが、しかしこれは他の文書との關連上不可能であろう。

また例一や例二に類する文書では、表記の現金のほかに *dariba* と呼ばれる現物附加租をもその收穫時に支拂うよう規定されている。*dariba* は Aphrodito 發見の總督 Qurra b. Sarik による村落への支拂命令書などにみえる *daribat al-ta'am* と同じもので、ギリシア語系統の言葉 *embolē* と呼ばれている (APPEL n° 160 ; PAF n° 10, 16 ; Papyri Schott-Reinhardt I. v. C. H. Becker,

Heidelberg, 1906, n. 5, a, c, e, g, k, l)。支拂命令書では、現金税の *griza* ○○ディーナールに對して、現物税の *dariba* 小麦○○アルデブとして現われる。すでに述べたように、*PERF* n. 626, 638^a ではこの *dariba* のフェッダーン當りの率は小麦が $\frac{1}{2}$ アルデブ、大麦が $\frac{1}{2}$ アルデブである。したがってフェッダーン當りの賦課率は、 $\frac{1}{2}$ ディーナール $\times\frac{1}{2}$ アルデブ小麦 $\times\frac{1}{2}$ アルデブ大麦となる。

ところで一方、*al-Baladuri* やイブン・アブドゥル・ハカムの著書に收められている傳承によつて、征服後まもなく、地主についてはフェッダーン當り $\frac{1}{2}$ ディーナールと *dariba* としての小麦 $\frac{1}{2}$ アルデブ、大麦 $\frac{1}{2}$ *wayba* の税率を定めたと主張されている。この $\frac{1}{2}$ *wayba* はアルデブ單位に直すと $\frac{1}{2}$ アルデブとなる。すると兩者のフェッダーン當りの率は、大麦が少しばかり異なるだけでほぼ一致する。A. Grohmann が借地料とみなしている文書記載の金額が *harāg* すなわち地租そのものであることはこれで確定的である。APRL n. IX 6, *PERF* n. 612 では現物附加租の率が明示されず、地方の慣例によるとあるから、現物附加租の額は地方でまちまちであり、アラブ史家

の傳承にみえる現物附加租の率は、一つの基準を示したものと考えられる。するとこの國有地という概念が問題になつてくる。A. Grohmann はこの點について別に論じているわけではないが、初期イスラームの土地制度では、これは非常に微妙な問題であつて、このような文書のみでは一概に論じることができない。ここでは省略して後の機會に検討したい。

さて、このように現物附加租の支拂が規定されている文書は、發見されている限りでは APRL n. IX 6 の一八二年を最後にまつたくみられなくなる。またこの年以前では、*kirā* 文書で貸借關係が地主と小作人に相當するものは知られていず、ただ前に述べた *muzāra'a* 契約文書が一點あるにすぎない。ところが一九〇年以後になると、これまでのような徴税官を貸主とする文書は少なくなり、逆に地主・小作人間の文書が急激に増えている。一八二年から一九〇年までの間に、何か税制上の改革が行なわれたことが豫想される。これは史書側の資料によつても傍證することがができる。すなわち、その傳えるところを綜合すると、これまできわめて短命であつた前任の總督たちに代わ

つて、一八二二年 Sawwal 月に總督兼稅務長官の地位に着

任した al-Layt b. al-Fadi は、まずキリスト教徒の聖職者を優遇して評判を得る一方、稅務を整え、租稅を全額徵收することに努めた。そして租稅の徵收、財政收支の決濟、軍隊の俸給の分配等に關する報告をするために、一八三年 ramadan 月、一八五年 ramadan 月にバグダードのカリフ Harun al-Rasid のもとへ出かけている。ところが、さらに増收を計畫した彼は測量吏 (massah) に内命し、qasaba 單位の長さを短くして播種地を測量させ、名目上の耕地面積數の増大を計った。これに對してデルタ地帯のアラブ系の農民が總督のもとに苦情を持ちこんだが、聞き入れられず、ついに叛亂を起こした。總督は軍隊を派遣して鎮壓に當たせたが、成功せず、農民の租稅不拂い運動は續いた。そこでやむなく、總督は翌一八七年初にカリフのもとへ出かけ、軍隊を派遣してもらふ以外にデルタの農民から徵稅できない旨を訴えた。しかしカリフはこれを認めず、ちょうどこのことを聞いて、武力を用いずにエジプトの徵稅を請負うことを申し出た Mañfuz b. Sulayman という者に徵稅權を委ね、同時に總督 al-Layt b.

al-Fadi を免職している。

したがって、この抗租運動の前後に稅制改革が行なわれたとみなすことができよう。こうして一九〇年以後の文書では、いずれも現物附加租の規定がないのであるが、貸主が當局である場合には地積數も從來通り多く、フェッダーン當りの稅率も一ディーナルに満たないのに對し、地主と小作人間の kira 文書では地積數は少なく、フェッダーン當りの現金額が高くなっている。要するに、當局を貸主とするこれら kira 契約文書は、一つの獨自なタイプをなしていることがわかる。それで、このうち現物附加租の規定のある一八二二年以前のものを I 型 kira 契約、一九〇年以後の規定のないものを II 型 kira 契約と名づけたい。

三

さて文書のうちで、貸主の名が單なる個人名であらわれる場合には、一應この貸主を地主もしくは地主に類する者とみなしてきたが、以下もそのような意味で地主という言葉を用いる。そこで、このような地主と小作人の間の貸借契約の検討に移るが、まず I 型 kira 契約の場合と同様、

この文書記載の現金額が果たして借地料であるか否かが當然問題となる。これらの文書では、借地人はほぼ直接耕作者に當たるので、この疑問には同時に現金納による小作料の可能性如何の問題も含まれている。ところで回曆三世紀以後の文書の書式は非常によく整っているのであるが、當面の金額が借地料であるか、あるいは税額を意味するかという点についてはまったくどちらにでも解釋できるような書き方になっている。ところが、PERF. n. 835 (cf. APPEL II, p. 97) の契約は 2 フェッダーンを國庫の標準重量による新造貨幣 2²/₃ ディーナールで結ばれたが、その文書の末尾は、

feddan 2 dinār 2²/₃

國庫の收入としてまたその重さで

となっている。これは明らかに表示の金額が國庫に納められる地租 (harāḡ) であることを示している。前に契約内容に關連して述べた (3) の借地人はその土地にかかる harāḡ (地租) を作物の豊凶に關係なく、政府の定める分割納税期ごとに支拂うという條件の harāḡ とは、表示の現金額そのものを指すのであって、これを借地料として、それ

と別に地租を納めるのではないのである。このように解釋すると、文書の現金額表記もうなずけるように思われる。

文書の書式上、借地料とも地租とも解釋できるような書き方になっているのは、ごく常識として、その現金額を地租と規定していたためであって、この点については別に配慮する必要もなかったからだと考えられる。

借地人が税を拂うという点については、普通このような場合、借地人は地主に對して借地料を支拂うが、政府に納める税は地主が拂うと考えられがちである。ところがイブン・アブドウル・ハカムに次のような重視すべき法意見が述べられている。

エプト人が彼らの土地を貸す (akrā) とすることについては、彼らに課せられている租税 (ḡizya) を損うようなことがないならば、その貸借 (kīrā) は合法である。

もし租税 (ḡizya) を損うようであれば、その土地は貸主に返却されるであろう。もし租税 (ḡizya) を拂ってもまだ餘り (利益 faḍl) があるならば、我々はその借地を借地人にとって合法であるとみなす (Hakam 208: Hiḡat I, 124)。

この法意見は、ウマイヤ朝カリフ al-Walid b. Yazid (在位一二五—二六六年)の時代にメディナの裁判官を勤めたアブバース朝第一代カリフ Abū l-'Abbās に招かれて al-Khifa の裁判官となり、さらに引き續いて al-Mansūr の時代にバグダードの裁判官を勤めた法理論家 Yahyā b. Sa'īd (回曆一四三三年没)が、エジプトの傳承蒐集家で法の權威者 al-Layl b. Sa'īd (回曆九四—一七五年)へ書き送ったものの一つである。これは、恐らく al-Layl b. Sa'īd がエジプトの借地に關する法意見を Yahyā b. Sa'īd に求めたときの回答であろう。この法意見はイスラーム政府の立場を如實に物語っているが、それはともかくとして、ここに、地主が負擔するはずの租税は借地に出した場合、借地人の負擔となるという原則が認められる。要するに租税は土地占有者にかかるのである。

これを事實として證明するものに、一連の注目すべき地租受領書がある。その文中にはすべて「某は彼の義務となつてゐる地租 (harāḡ), すなわち某々に代わつて (alā) 耕した〔土地〕の地租○○ディーナールを支拂つた」とある。しかもこの代理耕作者にはエプト人が多く、委託者に

はアラブ人が多く (APEL n. 186, 188, 189, 190, 191, 193; APRL n. III 1, III 2)。これは明らかに委託者の所有地を代理耕作者が借地し、その結果借地人の賦課となつた地租を政府に支拂つたことを示している。この地租はむろん現金納である。このように小作人 (muzari) が租税を支拂うことは、その後 iqtā' 制が發展して、小作人が muqāṭa' の農奴に轉落して行くアイユブ朝まで續くのである (cf. Hitat I, 138)。

さて、文書表示の金額が借地料であるか否かを検討するもう一つの方法は、このフェッダーン當りの金額が一體收穫高の何割に當たるかという操作をすることである。しかし、資料のきわめて少ない初期イスラーム時代についてこれを行なうことは、非常に困難な作業であるといわねばならない。そこで一つの試みとして、以下のような方法を述べたい。

まずこの問題は、主要作物の小麥を例にとつた場合、そのフェッダーン當りの收量、すなわち何アルデブ穫れるかということと、アルデブ當りの小麥の値段はいくらかという二點に分解できる。また小麥の栽培は半期であるから、

後の半期は別の作物を植えることになる。するとこれらの根底になる度量衡、すなわち、金貨單位のディーナル、面積のフェッダーン、樹目量のアルデブの問題が浮かび上がる。これらの單位のうち、アッパース朝時代で大體信用のおけるのはディーナル單位のみである。當時のディーナル金貨は平均直徑約二センチ、重さ四・二五グラム、純度二一カラットの良質なものであるが、これもファーマ朝以後怪しくなってくる。⁶⁸⁾

次にフェッダーンについては、古いところではファーマ朝時代十世紀末、日本の單位に直して約六・四反強ということがわかっているにすぎない。現在は約四・二五反で、とくに近代に入つて急激に小さくなっている。この現象は次のように説明することができる。單位面積當りいくらかという基準で徵稅している場合、もし政府が一定の土地面積から以前より多く徵稅しようとするには、この單位面積を小さくすればよいわけである。これはむしろ安易な増稅方法であるが、事實こういうことはたびたび行なわれたのであつて、前にも觸れた回曆一八六年のデルタ地帯での農民の抗租叛亂は、まさにこのような不正測量が原因で起

こつたのである。

一方アルデブについていえば、ファーマ朝末期より税の現金納制が大きく崩れ、穀物については一部現物納制に改められた。すなわち、上エジプトにおける小麥の稅額はフェッダーン當り ω アルデブとなり、アイユーブ朝では、回曆五七二年の土地測量の際に ω ・5アルデブと決められた(Mannāri 259; Hitat I, 163)。斗量單位の場合は面積と逆で、少しづつ大きくすればより多く徵稅することができるわけであるが、一アルデブは概算して十世紀末から十四世紀までは變化なく、それ以後近代に入るまでに約五斗から一石になつてゐる。⁶⁹⁾

そこで、現代の單位數を基準にするとして、フェッダーン當りアルデブ數の現代の數値と、大體のことがわかる十世紀末の數値との對比を求めると、約現代 ω に對して $\Pi\sigma$ となる。これは現代の單位での ω アルデブは、十世紀の單位に直すと $\Pi\sigma$ アルデブであることを意味する。現在、エジプトのフェッダーン當り平均收量は約 ω アルデブであるが、これは十世紀の單位に直すと ω アルデブとなる。もしかりに、十世紀ごろでも現代と同じ生産力があつたとする

と、その當時の單位でフェッダーン當り $23\frac{1}{2}$ アルデブの收穫があることになる。もちろんそんなことはなく、收量はそれ以下と考えられる。そこでアイユープ朝の宰相 Ibn Mammāṭī (六〇六—二〇九年没) および彼に據つたと思われる al-Maqrīzī を参照すると、小麦は地味の差によつてフェッダーン當り 2 から 20 アルデブの收穫があると云う (Mammāṭī 259; Hitat I, 163)。この 20 アルデブという數字は、今述べたような豫備知識があれば十分納得できる。もっとも、收穫高としてはどうも差が開きすぎるが、しかし、 3 もしくは 2.5 アルデブの税穀を徵收するのであるから、平均してほぼ 15 アルデブの收量があつたと推定できよう。

ただこれらのフェッダーンやアルデブ數は公定の場合について述べたのであつて、嚴密に検討するには、このような年代の差のほかには地方差も考慮しなければならない。小麦の値段に關しては、史書の傳えるところは早魃で騰貴したときの價格かあるいはその逆で、参考になる程度である。しかしパピルス文書によると、回曆三世紀の小麦の價格はディーナールにつき $1\frac{1}{2}$ アルデブから 3 アルデブを

上下し (APRL n° 15, VI 20, VIII 7, VIII 13; APW 71)⁸⁸ APPL n° 377 (二一八年 [amšīr 月十七日]) の文書では、良質のもので $1\frac{1}{2}$ アルデブ、粗悪なもので $2\frac{1}{2}$ アルデブがそれぞれディーナールとなつてゐる。

一方、文書記載のフェッダーン當りの金額は、回曆三世紀前半では $2\frac{1}{2}$ ディーナールで、後半ではほぼ $1\frac{1}{2}$ ディーナールとなつてゐる。するとこの金額を借地料と取ると、その收穫高に對する割合はかなり低いとみななければならない。これはやはり税額そのものを指すようである。

Ibn Hawqal 所收 Abu Hazim 'Abd al-Hamid (回曆二九二年没)⁸⁹ および al-Maqrīzī によると、カリフ al-Ma'mūn (在位一九八一—二一八年) らの時代におけるフェッダーン當りの課税額は 2 ディーナールであつたといふ (Hawqal I, 136; Hitat I, 160)。これはもちろん一率に 2 ディーナールを課したといふのではなく平均値であり、三世紀前半の文書の税額と一致する。トゥールン時代 (回曆二五四—二九二年) では、土地を整備し、灌漑工事を盛んにしたため、豊作で物價は非常に安く、小麦は 5 アルデブがディーナールであつたといわれている (Hitat I, 159; II,

131)。したがって文書の税額 $1\frac{1}{2}\%$ ディーナルはそれ以前より低くはなっているが、農民の實際の負擔は變らなかつたと思われる。またファータマ朝が支配權を確立するのは回曆三五八年（九六九）であるが、その翌年、それまでフエッダーン當り $3\frac{1}{2}\%$ ディーナルを上下する額であった税率を $1\frac{1}{2}\%$ ディーナルにして徴税したといわれているから（Hawqal I, 163）、フエッダーン當り $1\frac{1}{2}\% \sim 2\frac{1}{2}\%$ ディーナルの金額を借地料と解釋するのは、その割合からいって無理であることがわからう。

さて、こうして文書に表示されている現金額が税額であったとすると、實際の借地料はどのように支拂われたのであろうか。残念ながら文書の上でこれを知ることが不可能である。しかし、回曆四／十世紀後半の地理學者 al-Muqaddasi は次のようなあるエジプト人の興味深い話を傳えている。

- (1) 農民は政府から土地を借り受けて耕作播種する。
- (2) 刈入れと打穀を終えて穀物を集めたならば、その堆積を封印する。
- (3) そしてまず庫吏および政府役人が課税分を徴収し、ついで土地の貸主 (kari) が分割して分前を取

り、残りが農民に與えられる。(4) 農民のうちで、種子を政府から借りる者の場合は、その量に従って貸主の取得分が増す。⁽⁶⁾

これはアッバース朝後期からファータマ朝にかけての收穫物の配分方法について述べたのである。この文には一部矛盾するところがあるが、折半行爲が行なわれることは事實で、いわゆる借地料は現物納で納められたことがわかる。これは前に述べた muzra'a 契約と相通じることである。

四

上記のように、貸借關係が地主と小作人の間の kirā 契約は、I・II 型 kirā 契約とはかなり趣きを異にしていることが明らかとなった。そこでこれを III 型 kirā 契約と名づけた。ところでこの III 型 kirā 文書にきわめて類似した一群の文書がある (PERF n. 965, 971 & 984 = EPER n. 1, 3 & 4)。すなわち耕作請負 (qabāla) 文書とも呼ぶべきもので、その契約條件は、地積數の無規定を除いてほとんど同じである。借地希望者は、授權者 (muqabbil) が土地の耕作をその土地の面積數の規定なしに qabāla

(耕作請負)として、自分に請負わせるよう請願する。そこで一定の条件が決められた上で、授権者はこの請願を受諾する。この種の契約では kira 文書の場合の《貸す akta》という動詞の代りに、《請負わせる qabbala》という動詞が用いられる。名詞の qabala そのものは保証すなわち「請負」を意味する。文書はやはり貸主の側から借地人宛に書かれ、現金額の明示、栽培作物の選擇權、その土地の地租 (jarāg) は作物の豊凶に關係なく、政府の定める分割支拂期ごとに拂うといった書式は、「よって神の祝福と加護をもって耕作せよ」という文句とともに、III型 (kira) 文書の場合と同様である。そして文書の前後いずれかの見出しに「地積數の無規定による耕作請負」(qabala bala misḥa) と記入される。この耕作請負についても、やはり登録證書 (sigill) が作成されて當該稅務局へ提出される。PERF n. 955 文書の日附は三二六年 dū-l-qada 月となっており、これは toṭ 月に當たる。登録證書の提出は kira 契約の場合と同じ時期になされた。稅務局で作成される地籍簿には、被登録者の土地が「地積數無規定の耕作請負地」であることを明記したものがあ

(APEL n. 270)。

このように耕作請負といっても純然たる借地契約であつて、ただ kira 契約ではその地積數が規定されたのに対して、qabala 契約ではそれが規定されなかつただけの違いである。普通にはこの kira 契約を misḥa (地積規定)とも稱しており (Hawqal I, 137) 上エジプトのある徵稅區の租稅領收概算書には misḥa, qabalāt, 人頭稅 (ḡawāl), 牧場稅 (marḡ) などの項目がみられる。もっとも、どのような土地に kira 契約が適用され、どのような場合に qabala 契約が採用されたかは資料不足のため不明である。發見されている限りでは、qabala 契約文書は少なく、それも後期に偏在している。回曆二七三年ごろのある稅務簿の斷片に qabala の欄がみえるが、年代としてはこれがかつとも古く (APEL n. 271)。

これらの kira 文書および qabala 文書の兩者に通じてみられることは、「地租 (jarāg) を支拂う」という規定である。エジプトにおける土地稅は、現代に至るまで土地そのものの評價を基準にした徹底した屬地主義によつて徵稅される。一定の土地から一定の稅額さえ得られれば、政

府にとつては、その地租の納税者が地主であろうが小作人であろうが構わないのである。前に引用した法意見が、このような政府の立場を反映していることはすでに述べた。

ただ實際に徴税するに當たって、誰からその地租を徴収するかを明確にしておかねばならない。それで、地主が地租を小作人に肩代りさせた場合には、その旨を税務局に申告しなければならぬし、それが「登録證書」となって現われ、したがって現存の文書の數も多いわけである。逆に、地租の支拂の義務のないことを規定した、いいかえれば借地行爲については政府のタッチしない *muzara'a* (分益小作) 契約のような文書は當然少ない。

ところでII型 *kira* 文書のうちで、納税請負人 (*muta-gabbil*) が貸主となつて登場するのがあるが (APPEL n. 79)、この契約の地積數は30フェッダーンでかなり廣く、その税額はフェッダーン當り $\frac{1}{2}$ + $\frac{1}{2}$ デイナーナル、計25デイナーナルでかなり安い。しかも借地人はこの納税請負人と同じく、カリフの *hawa'a* の肩書を持っており、いずれはこの土地を下請に出して耕作させるものと思われる。

一方、納税請負下請文書の APPEL n. 86/87 と同じく n.

145によると、納税請負下請人は耕作播種、納税など税務局で定められた諸條件についての全責任を負うが、もし希望者があれば、この土地をさらに又貸して耕作させてもよいとあり、そのような際には、その旨が税務局に登録される。ここに中間的請負人と小作人との間の借地關係を認めることができる。このように、中間者が増えればそれだけ小作人の取得分が少なくなることは當然で、また貸主側からの契約條件無視の危険性も増したとみなされる (cf. *Hibat IV, 38*)。

以上のように、借地契約といっても種々のタイプが存在していたことが明らかとなつたが、いずれのタイプがもつともよく行なわれたかという點については、現存の文書から斷定することは困難である。しかし *kira* 契約にしろ *gabbala* 契約にしろ、いずれも税制と深く結びついていることは事實であつて、これらの契約文書は單に土地の貸借契約の状態を傳えているばかりでなく、税制史に關する貴重な資料を提供しているのである。

文書番號	文書の種類	年代	場所	面積 (feddan)	税額 (dinar)	現物租 (ardeb)	税率 dinar/f.	備考
PERF n° 612	I型 kirā	162H	al-Fayyūm	7	不明	有	不明	前年度の現物租をも 支拂ふこと
O. Loth n° 1	muzāra'a	169H	"	不明	無	無	無	休閒地 10 feddan は免稅
PERF n° 621	I型 kirā	176H	"	40	30	不明	1	
PERF n° 625	"	177H	"	50	50	有	1+α現物租	
APEL n° 77	"	178H	不明	12½	12½	有	1+α現物租	
PERF n° 626	"	179H	al-Fayyūm	20	20	小麥 10 大麥 3½	1+α現物租 小麥 ¼a. 大麥 ¼a.	
PERF n° 638r	"	180H	"	50	50	小麥 15 大麥 不明	1+α現物租 小麥 ¼a. 大麥 ¼a.	現物租の額の fed- dan 當りの率との 不一致の理由不明
APRL n° IX 6	"	182H	低 Ušmūn	7	7	有	1+α現物租	前年度の地租をも 支拂ふこと
PSR n° 428	III型 kirā	190H	"	5	12½	無	2½	小麥
APW n° 25	借地人名簿	II世紀末	不明				2½	小麥
PSR n° 243	III型 kirā	212H	"	3	4½		[1½]	sigill
PER Inv. Ar. Pap. 3638	"	217H	"	10½ + 1/12	25½ + 1/2a		2½ + 1/12	(小麥) (不明)
APEL n° 144	"	217/19H	不明	4	9½ + 1/12		2½ + 1/12	
P. Berol. 15093	"	220H	"	¼	¾		2	貸主は納稅請負人 土地は baqt 地の一部
APEL n° 79	II型 kirā	III世紀前半	al-Ušmūnayn	30	25		¾ + ¼	土地は harāg' 地の 一部
APEL n° 78	"	III世紀	"	不明	18		不明	
APEL n° 80	III型 kirā	236H	"	3	6		[2]	小麥指定、借地人2名

文書番号	文書の種類	年代	場所	面積 (feddān)	税額 (dīnār)	現物租 (ardeb)	税率 dīnār/f.	備考
PERF n° 759	Ⅲ型 kirāʾ 借地人名簿	238H	al-Fayyūm	1	$1\frac{1}{2} + \frac{1}{12}$		$[1\frac{1}{2} + \frac{1}{12}]$	カリフ母后私領地の一部 亞麻の税は2¼ dīnār と 4 dīnār 藍・砂糖きび以外 の作物 sigʿill
APEL n° 226	借地人名簿	ca. 240H	不明				2¼ (小麥)	
APW n° 4	Ⅲ型 kirāʾ	246H	不明	2	$2\frac{1}{2} + \frac{1}{6}$		1¼	
PSR n° 251	”	249H	”	4	4		1	sigʿill
APEL n° 81/82	”	253H	al-Uṣṣūnāyān	10 4 1 2½	5 6 $1\frac{1}{8} + \frac{1}{16}$ $3\frac{1}{2} + \frac{1}{4}$		$1\frac{1}{8} + \frac{1}{16}$ $1\frac{1}{2}$ 1¼	計14 feddān, 253年度はほぼ254年に當たる 11 dīnār, sigʿill
P. Berol. 9067	”	253H 年度	”	3¼	5¼		1¼	
PSR n° 181ʳ	”	269H	”	2	2¾		1¼	sigʿill
PERF n° 835	”	272H	al-Fayyūm	9	9		1	
APW n° 5	”	273H	不明	8	不明		不明	
PERF n° 836	”	273H 年度	al-Uṣṣūnāyān	3	4¼		1¼	日附は274年
P. Berol. 15094	”	296H	”	3	4¼		1¼	
PER Inv. Ar. Pap. 341	借地人名簿	Ⅲ世紀	Ⅲ世紀	⅓ ⅓ 1	⅓ ⅓ ⅓		⅓ ⅓ ⅓	
P. Berol. 9188	Ⅲ型 kirāʾ	Ⅲ世紀	Ⅲ世紀	⅓	$4\frac{1}{2} + \frac{1}{4} + \frac{1}{6}$		$[1\frac{1}{3} + \frac{1}{24}]$	小麥・うまごやし sigʿill, 2年契約
PER Inv. Ar. Pap. 8689	”	Ⅲ世紀	Ⅲ世紀	$1\frac{1}{18}$	3¼		3 (小麥) 3 (亞麻)	小麥・亞麻
PERF n° 633	借地人登録名簿 Ⅱ型 kirāʾ	Ⅲ世紀	不明	20	16%		1¼	
APEL n° 95	借地人登録名簿 Ⅱ型 kirāʾ 受領證	Ⅲ世紀	不明	20	16%		$\frac{1}{2} + \frac{1}{4}$	ただし 1¼ dīnār は手数料

文書番号	文書の種類	年代	場所	面積 (feddān)	税額 (dihār)	現物租 (ardeb)	税率 (dihār/f.)	備考
PER Inv. Ar. Pap. 3476	Ⅲ型 kirā? 受領證? Ⅲ型 kirā? 受領證?	Ⅲ世紀	不明	6	15		[2½%]	
PERF n° 905	Ⅲ型 kirā? 受領證?	314H	不明	¼	$\frac{1}{2} + \frac{1}{4} + \frac{1}{8} + \frac{1}{16}$		[3½ + 1/16%]	
PER Inv. Ar. Pap. 382	Ⅱ型 kirā?	316H		30	45		[1½%]	
PERF n° 955	gabāla	326H	al-Uṣṭunayn	無規定	20			希望作物
PERF n° 967	Ⅱ型 kirā?	328-33H	不明	6	15		[2½%]	sigīll, barāğ 地の一部? 借地人 2 名
PERF n° 971	gabāla	337H	不明	無規定	50			sigīll, 希望作物
PERF n° 984	gabāla	339H	不明	無規定	5			sigīll, 借地人 3 名
APEL n° 84/85	Ⅲ型 kirā?	347H 年度	不明	20	時 價			sigīll, 日附 348 年
APEL n° 83	不明	348H	不明	3	3		1	sigīll
PER Inv. Ar. Pap. 8648	借地人名簿	Ⅲ/Ⅳ世紀		½ + ¼	1½ + ¼		[約3%]	
PER Inv. Ar. Pap. 6007	不明	Ⅲ/Ⅳ世紀		小麥・亞麻 1 亞麻 ½ + ¼ 小麥	4 3 14		[4 4 2½]	
PER Inv. Ar. Pap. 3144 ^v	不明	Ⅲ/Ⅳ世紀		2	5		{ うまごやし 小麥 }	
PER Inv. chart. Ar. 25713	Ⅲ型 kirā?	Ⅲ/Ⅳ世紀		6	[18]		3	小麥・大麥

* PSR, P. Berol., PER は A. Grohmann の表による。〔 〕は補足を示す。「不明」は主として文書の破損による。

⑧ cf. APW n° 71, note 3 (Arch. Or. XIV/3-4, p.199) ;
 APÉL VI, p.49.

⑨ cf. Taqrīdī III, 158.

⑩ al-Muqaddasī : Aḥsan al-taqāsīm fī ma'arīfat al-aqālim,
 ed. M. J. de Goeje, (Lugduni Batavorum, 1906), 212.
 この文のうち、《貸主かん》が貸地〔料〕の「kīra」の
 書き誤りとすれば、收穫物は政府と農民の折半となり、政府分
 が kīra すなわち借地料となる。このエジプト人は、エジプ
 トにはらわゆる harāḡ はならうらうらうてなり、kīra と解釋す
 ると、この人物の話としては筋が通る。

⑪ Arabische Papyri aus der Hamburger Staats und Uni-
 versitätsbibliothek, v. A. Dietrich, (Abh. für die Kunde
 des Morgenlandes XXII/3, Leipzig, 1937), n° 12.

〔附記〕 本稿で使用した括弧のうち、「」は語句の補足を、
 () は典據、もしくは先行の語句の原形または解説を示す。

東洋史研究叢刊之十二之一

中國征服王朝の研究 上

田村 實造 著

體裁總クロース製 A5 本文四四四頁
 序文八頁 圖版二九枚 アート圖版四枚
 定價 二二〇〇圓

東洋史研究叢刊之十三

金朝史研究

外山 軍治 著

體裁總クロース製 A5 本文六七四頁
 年表一三
 定價 二八〇〇圓

東洋史研究叢刊之四之四

アジア史研究 第四

宮崎 市定 著

近日刊行豫定

右書御希望の方は本會までお申込み下さい。

京都市左京區吉田本町 京都大學文學部内

東洋史研究会

振替 京都 三七二八番